

# 亀岡市食品ロス 削減推進計画

2023(令和5)年3月

亀岡市



食品ロスは  
今すぐにでも減らせます

亀岡市の燃やすごみ118世帯分(3日分)  
に含まれていた手付かずの食べ物です  
(およそ36,522円)

## 目次

### 第1章 総論

- 1 食品ロス削減推進計画とは .....1
- 2 計画期間.....1
- 3 計画の位置づけ.....1

### 第2章 食品ロスの現状と課題

- 1 食品ロスの定義..... 2
- 2 全国における食品ロスの発生状況 ..... 2
- 3 京都府における食品ロスの発生状況..... 3
- 4 亀岡市における食品ロスの発生状況..... 4
- 5 食品ロスの発生要因..... 7

### 第3章 基本方針

- 1 市内の食品ロス削減に向けた基本的な方針..... 9
- 2 数値目標..... 9
- 3 各主体の役割 ..... 10

### 第4章 施策の推進

- 1 推進する施策 ..... 11

## 第1章 総論

### 1 食品ロス削減推進計画とは

---

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

食品ロスの削減は、国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入している我が国としては、真摯に取り組むべきです。

実際に食品ロスを削減するためには、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む必要があります。

食品ロスの削減を国全体で推進するため、2019(令和元)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。この法律において、市町村は、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとしています。

亀岡市は本計画を定めることで、地域の特性に応じた施策を推進し、市民や事業者と連携しながら市内の食品ロス削減を目指します。

### 2 計画期間

---

計画期間は2023(令和5)年度から2033(令和15)年度までとします。

なお、社会情勢の変化、関係法制度の動向等を踏まえ、計画期間中の見直しを検討します。

### 3 計画の位置づけ

---

本計画は、「食品ロス削減推進法」第13条第1項に規定する市町村食品ロス削減推進計画として策定します。

また、この計画は「亀岡市環境基本計画」等の関連する計画と連携し、調和を保つよう努めます。

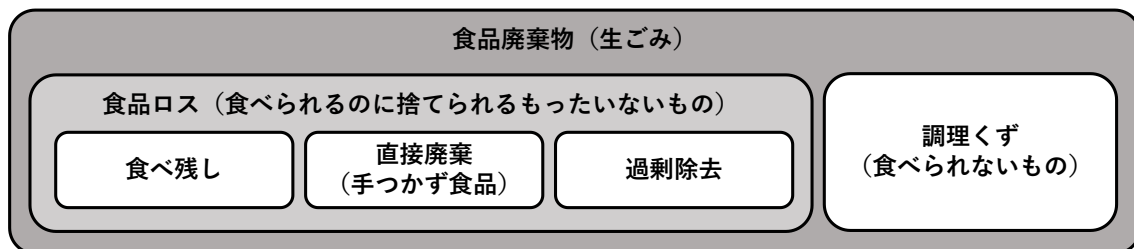
## 第2章 食品ロスの現状と課題

### 1 食品ロスの定義

食品ロスとは、まだ食べることができるにもかかわらず廃棄される食品のことです。

食品廃棄物のうち、野菜の皮やきのこの石づきなど食べることができないものは「調理くず」といいます。調理くず以外の、「食べ残し」や「直接廃棄(手つかずのまま捨てた食品)」が食品ロスにあたります。調理の際に皮をむきすぎるなどして出る「過剰除去」も食品ロスに挙げられます。

食品ロスが1トン発生する際のCO<sub>2</sub>排出量は0.46t-CO<sub>2</sub>と試算されています<sup>1</sup>。食費や材料費の抑制などの経済的視点だけでなく、環境負荷の観点や食料資源の有効活用からも食品ロスは削減していくことが重要です。



### 2 全国における食品ロスの発生状況

日本では、1年間でおよそ522万トン(2020年度)の食品ロスが発生していると推計されています<sup>2</sup>。

その半分近くが家庭から出されており、大部分を占めるのは直接廃棄(44%)と食べ残し(43%)でした。また、事業者が出す食品ロスは、食品製造業の占める割合(44%)が大きく、次いで外食産業(29%)、食品小売業(22%)、食品卸売業(13%)でした。

国内で発生する食品ロス(家庭系と事業系の合計)を国民1人あたりに換算すると、年間41kg、1日あたりではお茶碗1杯分(113g)の食べものが捨てられていることとなります。また、この食品ロス発生量は同年、国連世界食料計画(WFP)が支援した食料(およそ420万トン<sup>3</sup>)の約1.2倍の量に相当します。

<sup>1</sup> 「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)

<sup>2</sup> 農林水産省「日本の食品ロスの状況(令和2年度)」

<sup>3</sup> 特定非営利活動法人 国際連合世界食糧計画 WFP 協会「年次報告書 2020」

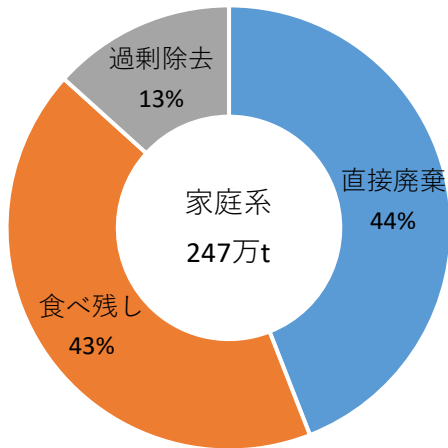


図1 全国の家庭系食品ロス発生量  
(出典:環境省資料)

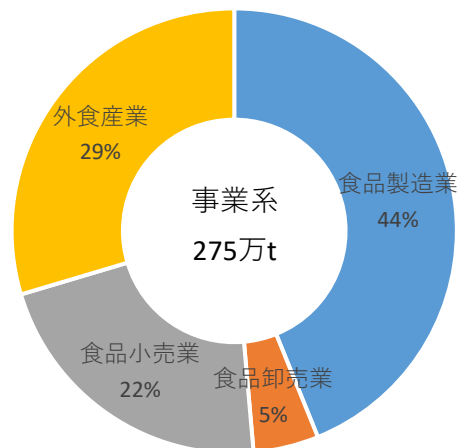


図2 全国の事業系食品ロス発生量  
(出典:農林水産省資料)

### 3 京都府における食品ロスの発生状況

京都府では年間およそ 11.5 万トン(2019 年度)の食品ロスが発生していると推計されています<sup>4</sup>。

京都府においても、その半分近くが家庭から出されています。家庭から出る食品ロスでは食べ残し(41%)と直接排出(39%)が主な原因となっています。

事業系の食品ロスについては全国の発生傾向とは異なり、外食産業(49%)の割合が突出して大きく、次いで食品小売業(25%)、食品製造業(17%)、食品卸売業(9%)の順となっています。

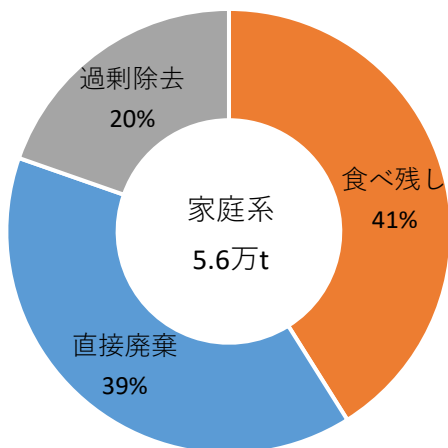


図3 京都府の家庭系食品ロス発生量  
(出典:京都府資料)

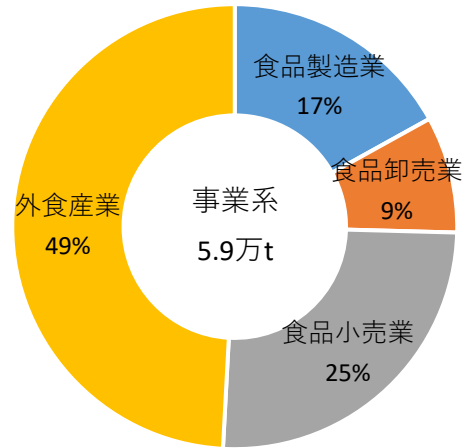


図4 京都府の事業系食品ロス発生量  
(出典:京都府資料)

<sup>4</sup> 京都府「京都府食品ロス削減推進計画」

#### 4 亀岡市における食品ロスの発生状況

亀岡市では2021年度、食品ロス発生状況を把握するため、燃やすごみに占める食品ロス発生割合の調査を実施しました。

その結果、食品ロスは燃やすごみの20%を占めていました。また、食品ロスは食品廃棄物(生ごみ)のほぼ半分に相当し、食品ロスをなくすことで家庭由来の生ごみの焼却処理量は半減することを示しています。

市内の4地域(農業地域、旧住宅地域、新興住宅地域、商業地域)間で家庭系燃やすごみの組成の違いも比較したところ、いずれの地域も食品ロスが18~21%を占めており、全域的に家庭から食品ロスが発生していることがわかりました。

この調査結果から、亀岡市では年間約2,500トンの食品ロスが発生していると推計されます。これは市民1人あたり年間29kgの食品を廃棄していることとなります。亀岡市における家庭由来の食品ロス排出量(1人1日あたり79g)は、全国(56g/日・人)や京都府(59g/日・人)に比べて多いといえます。

さらに、食品ロスのうち「直接廃棄」について、同時期に販売されている価格を調べました。その結果から亀岡市全体に拡大推計したところ、年間20億円以上、市民1人あたりでは年間2.3万円相当の食品が家庭から手つかずのまま廃棄されていることになりました。

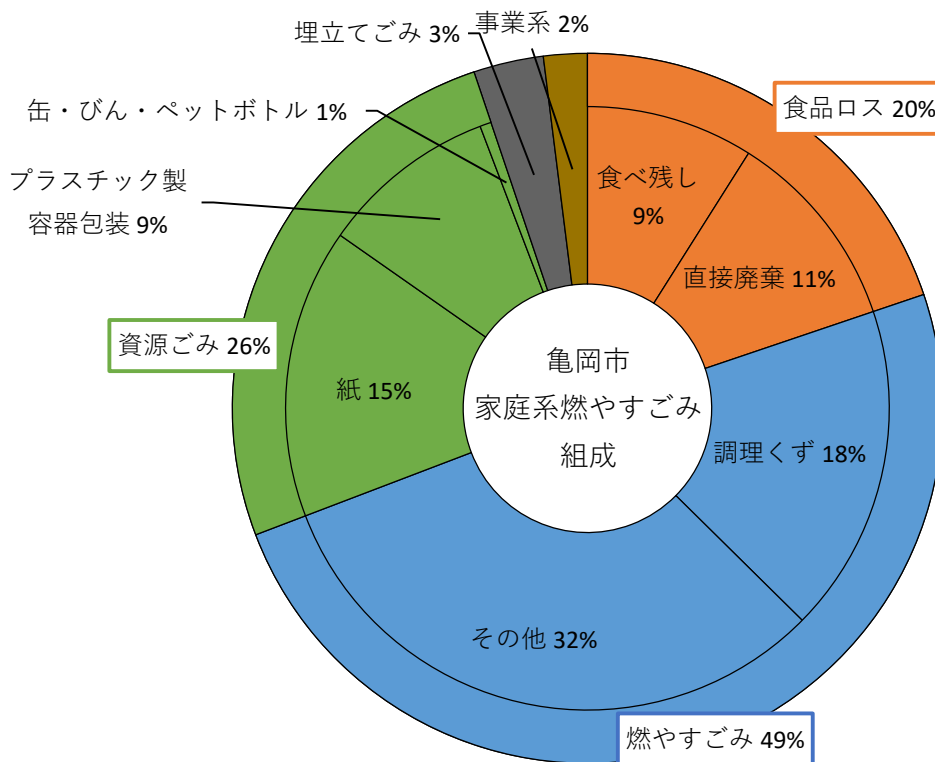


図5 亀岡市の家庭系燃やすごみの組成(2021年度)



図6 亀岡市の家庭系燃やすごみの組成調査の結果

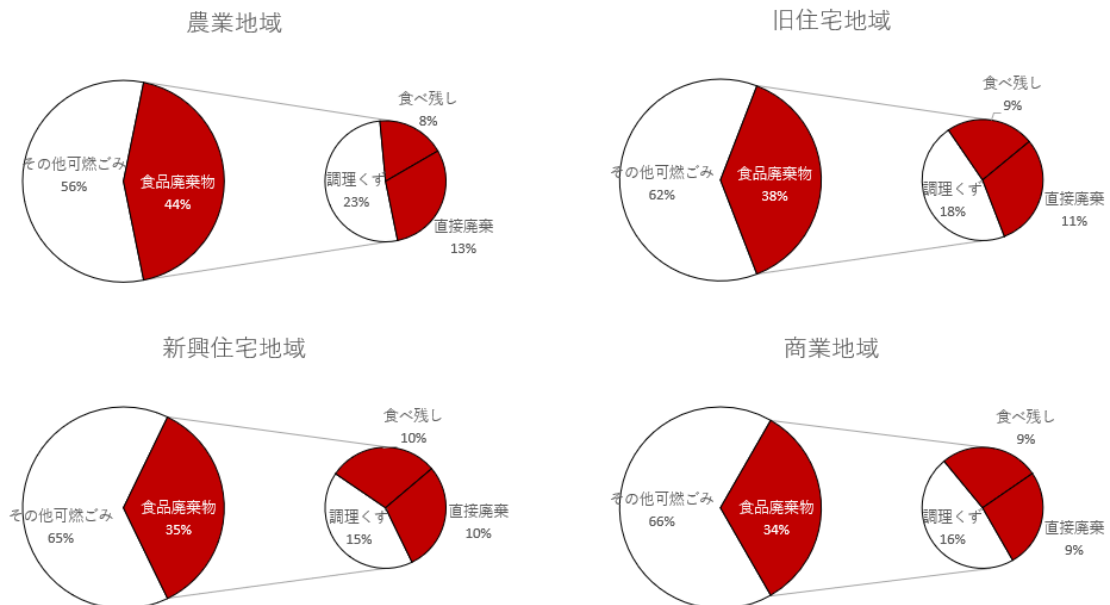


図7 亀岡市内地域ごとの家庭系燃やすごみに占める食品ロスの割合(2021年度)



図 8 食品ロスを金額換算した結果に基づいた啓発ポスター

表 1 亀岡市の家庭由来の食品ロス発生量及び金額の推計

調査結果 (2021)				亀岡市実績 (2021)	
燃やすごみ (約118世帯3日分)	食品ロス	直接廃棄	直接廃棄	家庭系可燃ごみ 処理実績	人口
a	b	c	d	e	f
422 kg	84 kg	46 kg	36,522 円	12,761 t	87,604 人

推定			
1年間の食品ロス 発生量	市民1人あたり1年間 の食品ロス排出量	市民1人1日あたりの 食品ロス排出量	亀岡市全世帯からの 直接廃棄
$g=e*(b/a)$	$h=g/f*1000$	$i=h/365*1000$	$j=g*(d/c)$
2,528 t	29 kg	79 g	2,020,263,838 円



表 2 全国・京都府と比較した家庭由来の食品ロスの 1 人あたり排出量

全国（2020 年度）	56 g/日・人
京都府（2018 年度）	59 g/日・人
亀岡市（2020 年度）	79 g/日・人

（出典）農水省「日本の食品ロスの状況（令和 2 年度）」、京都府「食品ロス削減推進計画」

## 5 食品ロスの発生要因

家庭からの食品ロスは、食べ残しと直接廃棄が大部分を占めています。また、亀岡市の直接廃棄された食品を眺めると、加工食品が多いことがわかります。

消費者庁の調査(2017 年度)によると、家庭で食品ロスを捨ててしまう理由の上位 3 つは「食べきれなかった」「傷ませてしまった」「賞味期限・消費期限が切れていた」となりました。「食べきれなかった」は食べ残しの大きな要因であり、「傷ませてしまった」「賞味期限・消費期限が切れていた」は直接廃棄の増加につながります。

表 3 家庭の食品ロス発生要因と予防する方法例

捨ててしまう理由	食品ロスの種類	予防するためには
食べきれなかった	食べ残し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 体調や健康、家族の予定も配慮し、食べきれぬ量を作る</li> <li>● 作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで食べきる</li> </ul>
傷ませてしまった	直接廃棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な分だけ買う</li> <li>● 食品に記載されている保存方法に従って保存する</li> <li>● 野菜は冷凍、乾燥など下処理し、ストックする</li> </ul>
賞味期限・消費期限が切れていた	直接廃棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 買い物前に冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する</li> <li>● 残っている食材から使い、上手に使いきる</li> <li>● 冷蔵庫や食品棚を整理整頓する</li> </ul>

（参考：消費者庁 HP「今日からできる！家庭でできる食品ロス削減」）

事業者もまた、食品を消費者に提供するまでのあいだに、生産から流通、販売までの各段階で食品ロスを出してしまっています。

生産の段階では、色や形が悪い規格外品や豊作などで過剰生産になってしまうと一部は市場に出回ることなく廃棄されます。

食品製造業では、規格通りに加工するために、過剰除去が出てしまうことがあります。

また、食品産業全体で「1/3 ルール」と呼ばれる商慣習によっても、まだ食べられる食品が返品・廃棄されてきました。これは、食品の納品・販売期限が業界で習慣化したもので、製品製造から賞味期限までの期間を3等分し、1/3経過までに小売店の店頭に並べなかった食品や2/3経過時点で小売店に残っている食品の多くが返品や廃棄されていました。現在では、納品期限の延長や販売期限の撤廃など見直しが進みつつあります。

流通段階で、販売容器包装の印字ミス、破損などを理由に返品・廃棄されることがあります。需要を的確に把握できずに売れ残りが発生することもあります。

飲食産業では顧客の食べ残しが食品ロスになります。特にバイキング・ビュッフェ形式だと食べ残しが発生しやすくなります。

表4 事業者の食品ロス発生要因と予防する方法例

業種	主な食品ロスの発生要因	削減・活用方法
農業/水産業者	● 規格外食材、流通できなかった食材	● 規格外品に対する新たな価値への転換
食品製造業	● 加工ロス ● 欠品ペナルティ対策	● 販売量予測の精緻化 ● 商品のロングライフ化
	● 商慣習（1/3ルール）	● 商習慣の見直し
食品卸売業	● 規格外品や販売容器包装の破損による返品や廃棄 ● 販売機会の損失をおそれた多量発注 ● 消費者の過度な鮮度志向や期限表示の理解不足	● 需要に見合った販売等の推進 ● 消費者への啓発
食品小売業		
外食産業	● 消費者の食べ残し	● 食べきりの工夫 ● 消費者への啓発

（参考：消費者庁「食品ロス削減ガイドブック（令和4年度版）」・日本有機資源協会「平成22年度食品廃棄物発生抑制推進事業報告書」）

### 第3章 基本方針

#### 1 市内の食品ロス削減に向けた基本的な方針

食品ロス問題を「我が事」として意識を醸成することによって、家庭・事業者がともに食品ロスの削減に取り組み、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指します。

#### 2 数値目標

亀岡市では、国や京都府の目標を踏まえ、次のとおり数値目標を設定し、食品ロスの削減を推進します。

	項目	現状	目標値 (2033年度)
①	家庭由来の食品ロス排出量を半減させる	1人1日あたり79g (年間2,528トン) (2021年度)	1人1日あたり40g (年間1,264トン)
②	地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材を育成する	— (新規)	10人
③	食品ロス問題を認知して削減に向けた複数の取組を行う消費者の割合を90%以上とする*	67% <sup>5</sup>	90%以上
④	食べ残しゼロ推進店舗の登録店舗数を増やす	8% <sup>6</sup> (2021年12月現在)	11%
⑤	事業者由来の食品ロス排出量を2割削減する	調査を実施し 把握する	2割減
⑥	フードバンクの回収拠点を2倍に増やす	3件	6件
⑦	フードバンク活動の認知度の割合を75%以上とする	58% <sup>7</sup>	75%

<sup>5</sup> 京都府が実施する府民アンケートのうち亀岡市民の回答(12件)の結果に基づく。

<sup>6</sup> 京都府が実施する「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度の登録店舗数を、対象業種(飲食料品小売業、宿泊業、飲食サービス業)の事業所数(出典:平成28年度経済センサス活動調査)で割って求めた。

<sup>7</sup> 京都府が実施する府民アンケートのうち亀岡市民の回答(12件)の結果に基づく。

### 3 各主体の役割

市民全員が家庭及び事業所において食品ロスが発生していることを認識し、各主体が食品ロスの削減に向けた役割を理解し、連携しながら削減に向けて取り組む必要があります。

主体	取組内容
消費者	<ul style="list-style-type: none"><li>食品ロスの削減の必要性について理解を深めるとともに、日常生活で自身が排出している食品ロスについて把握し、削減に向けて行動します。</li><li>食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗の利用等により、事業者の取組に協力します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>食品ロスが削減できる事業活動への転換に努めます。</li><li>食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行います。</li><li>災害時用備蓄食料の有効活用に努めます（フードバンクへの提供を含みます）。</li><li>食品ロスを削減する取組について消費者に広く情報発信を行います。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>食品ロス発生につながる地域の特性や課題を把握します。</li><li>求められる役割と行動を実践する消費者・事業者が増え、食品ロス削減推進計画の目標が達成できるよう、必要な施策を推進します。</li><li>先進的な取組や優良事例について情報発信をします。</li><li>災害時用備蓄食料の有効活用に努めます。</li><li>主催するイベント等での食品ロスの削減を進めます。</li></ul>

## 第4章 施策の推進

### 1 推進する施策

食品ロス削減推進法第11条の規定に基づいて定められた国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、市町村は、同基本方針及び京都府食品ロス削減推進計画を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進することとしています。

また、第3次亀岡市環境基本計画では、資源循環型社会の形成に向けた施策のひとつに「食品ロスの削減」を掲げています。具体的には、「食べきり運動等の普及啓発・3010運動」と「食品ロス削減月間における普及啓発」に取り組むこととしています。

以上を踏まえ、本市では次のような施策を推進します。

#### 【国の基本的施策】

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 教育及び学習の振興、普及啓発等   | (4) 実態調査及び調査・研究の推進      |
| (2) 食品関連事業者等の取組に対する支援 | (5) 情報の収集及び提供           |
| (3) 表彰                | (6) 未利用食品を提供するための活動の支援等 |

#### 【京都府の施策の柱】

- 1 サプライチェーン全体の食品ロス削減に向けた意識を醸成し発生抑制を推進
- 2 未利用食品の有効活用の促進
- 3 効果的に食品ロスを削減するための推進体制の整備

#### 【亀岡市環境基本計画】(施策(3)食品ロス削減)

- ①食べきり運動等の普及啓発・3010運動
- ②食品ロス削減月間における普及啓発

施策の種類	亀岡市が推進する施策	数値目標との対応
(1)教育及び学習の振興、普及啓発等	1. 地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材の育成	①②③⑦
	2. 「命をいただく」ことを学ぶための施設見学や農業体験等のイベント実施	①③⑤
	3. 食べきり運動等の普及啓発	⑤
	4. 食品ロス削減月間における普及啓発	①②③⑦
(2)食品関連事業者等の取組に対する支援	5. 食べ残しゼロ推進店舗の登録推進	④⑤
	6. 大規模事業者への減量指導	⑤
(3)表彰	7. 食品ロスをテーマとする作品の表彰	①③⑦
(4)実態調査及び調査・研究の推進	8. 事業者由来の食品ロス排出実態の把握	⑤
(5)情報の収集及び提供	9. 家庭から排出される食品ロスに関するポスターの掲示等による情報発信	①③⑦
(6)未利用食品を提供するための活動の支援等	10. フードバンク団体の情報発信・活動支援	⑥⑦

### 1. 地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材の育成

消費者庁が推進する「食品ロス削減推進サポーター制度」を活用し、地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材を 2033 年度までに 10 人を育成します。

### 2. 「命をいただく」ことを学ぶための施設見学や農業体験等のイベント実施

畜産や農業の現場を見学したり体験したりできるイベントを実施します。自らの命を支える食事について関心を持ち、生産から消費までつながっていることを学ぶ機会をつくります。

### 3. 食べきり運動等の普及啓発

「3010(さんまるいちまる)運動」は、会食や宴会の開始 30 分間と終わる前の 10 分間、食事を楽しむ「食べきりタイム」を促すことです。「おいしい食べきり運動」は、おいしい食べものを適量で残さず食べきる運動です。

こうした運動を推進し、食品ロスが発生しがちな宴会等の場で、食べ残しを減らすよう呼びかけます。

### 4. 食品ロス削減月間における普及啓発

10 月の「食品ロス削減月間」と 10 月 30 日の「食品ロス削減の日」を周知し、「もったいない」の心を大切に各自ができることから食品ロスの削減に取り組めるよう啓発します。

### 5. 食べ残しゼロ推進店舗の登録推進

京都府では、食品ロス削減等の取組を実践する飲食店・宿泊施設、食品小売店を「食べ残しゼロ推進店舗」に認定しています。認定された店舗では、統一デザインのステッカーを店頭に掲げます。亀岡市内の登録店舗数が倍増するよう推進します。



### 6. 大規模事業者への減量指導

食品ロスを多量に排出している大規模事業者に対しては、減量するよう指導します。

### 7. 食品ロスをテーマとする作品の表彰

亀岡市では、ごみ減量やリサイクルの推進および啓発をすることを目的に、ポスターや標語・川柳を対象とする「ごみ減量・リサイクル推進作品コンクール」を実施してきました。食品ロスについても作品を募集し、食品ロスについて知り、学ぶ機会をつくります。

#### 8. 事業者由来の食品ロス排出実態の把握

事業者由来の食品ロスについても削減目標を設定するため、まずは市内でどれほどの食品ロスが発生しているか実態を把握するための調査を実施します。

#### 9. 家庭から捨てられる食品ロスに関するポスターの掲示等による情報発信

家庭の燃やすごみに捨てられた食品ロスについて市民に実態を知ってもらうため、町内会の掲示板にポスターを掲示したり、説明会で知らせたりすることで周知します。

#### 10. フードバンク団体の情報発信・活動支援

フードバンク団体の活動を支援するため、回収拠点の倍増や、情報発信をおこないます。